

改正放送法の施行に伴う関係省令等の整備 (衛星基幹放送関係) の概要

(1) 衛星放送に係る周波数の使用に関する基準（以下「周波数使用基準」という。）の制定

放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第23号。以下「改正法」という。）による改正後の放送法（昭和25年法律第132号。以下「新法」という。）第93条第1項第4号に、衛星基幹放送の業務の認定要件として新たに総務省令において定める周波数使用基準への適合性が追加されたことに伴い、周波数使用基準を制定する。

(2) (1)に伴う申請様式等の整備（放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）の一部改正）

新法第93条第1項第4号に基づき、周波数使用基準への適合性を審査するために必要となる申請様式の整備を行う。

(3) (1)に伴う指定事項の変更に係る規定の整備（平成11年郵政省告示第776号（放送法施行規則第76条第5項第4号の規定に基づく総務大臣が別に告示するときを定める等の件）の一部改正）

周波数使用基準の制定に伴い、放送法第97条第3項の規定に基づき指定事項変更が可能となる場合について、周波数使用基準に定める上限を超えないこととするための規定の整備を行う。

(4) (1)に伴う審査事項の追加等（放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）の一部改正）

周波数使用基準の制定に伴う衛星基幹放送の業務の認定に係る審査事項の追加を行うとともに、運用の明確化を図るための規定の整備を行う。

※ 上記の他、改正法の施行に伴う規定の整理を行う。